

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社中山製鋼所
代表者名 代表取締役社長 藤井 博務
(コード番号 5408 東証・大証第 1 部)
問合せ先 総務部長 三好 裕
(TEL 06 - 6555 - 3029)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 115 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券の発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿の用語についても削除いたします。また、株券喪失登録に関する規定を附則に移動するとともに、株券の発行に関する規定等を削除することに伴う一部条数の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります(変更案第 10 条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (株券の発行) 第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第 2 章 株 式 (削 除)
(自己の株式の取得) 第 8 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 — 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 (単元未満株主の権利) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設) (新 設) (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削 除) (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

現行定款	変更案
第 13 条～第 41 条（記載省略） （新 設）	第 13 条～第 41 条（現行どおり） <u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失登 録簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当会社にお いては取り扱わない。 <u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を 削るものとする。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日（予定）

以 上